

関係各位

一般社団法人 日本心理臨床学会 理事会

### 経過措置における受験資格に関する要望

公認心理師の受験資格に関して(社)日本心理臨床学会として以下のように要望します。

#### (1) 臨床心理士有資格者

臨床心理士有資格者は、勤務機関や勤務年数にかかわらず全員が受験できるものとする。

#### (2) 現任者の勤務機関

次に示す機関に心理臨床の専門家として5年以上勤務した者は受験できるものとする。

---

イ. 教育領域	(学校、大学、教育センター等教育機関、施設等)
ロ. 福祉領域	(児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、障害児・者センター、女性相談(所)センター、児童福祉施設、高齢者施設などの施設及びこれに準ずるもの)
ハ. 医療・保健領域	(医療機関及び保健機関等)
ニ. 司法・矯正・警察領域	(裁判所、刑務所、少年院等矯正保護機関及び施設、警察庁その他自治体警察機関等)
ホ. 産業・組織領域	(会社、官公庁、その他組織における職員相談室、健康管理室等。防衛省、自衛隊を含む)
ヘ. その他の領域	(その他、上記の領域における心理臨床業務に準ずる仕事に従事するもの。私設心理相談機関を含む)

---

ただし、勤務形態が非常勤などの場合は、その実態に応じて、週3日以上ならば専任者と同等に、2日以下ならば6割に計算する。

なお、以上の経験は、法の施行日の地位でなくても、過去にその条件を満たしている場合を含むものとする。

以上